

〔指定管理者制度導入施設〕〔A調書〕

事業評価調書〔途中評価〕（平成29年度）

1. 施設の名称等

施設名称	早岐港ハウステンボスマリーナ及びハウステンボスハーバー	事業所管	土木部	港湾課
所在地	佐世保市 ハウステンボス町 地内	課（室）長名	近藤 薫	

総合計画上の位置づけ	基本戦略	10	にぎわいと暮らしを支える社会基盤を整備する
	施策	(3)	インフラの長寿命化の推進
	事業群		インフラの戦略的な維持管理、更新の推進

2. 施設の概要

設置年月日	平成23年3月28日
設置法令等	長崎県港湾管理条例（昭和51年3月19日）
設置目的	海洋性レクリエーションの普及及び県民に開かれたウォーターフロントの形成を図るための公共マリーナとして、また、公共係留施設、公共旅客施設、県民の憩いと交流の場など公共港湾施設として活用を図る。
利用対象者等	主な利用対象者：県民及び県外観光客 休業日：なし（ただし、ハウステンボスマリーナの修理工場は水曜日定休） 開業時間： (1)ハウステンボスマリーナ 管理事務所 9時～18時、クラブハウス 9時～20時、修理工場 9時～18時 (2)ハウステンボスハーバー 管理事務所 9時～18時、旅客ターミナルビル 9時～20時、駐車場 9時～21時、臨港道路 9時～22時、デッキ広場 9時～21時、棧橋及び浮棧橋（船舶所有者は24時間利用可、船舶乗船者は9時～22時、宿泊者は24時間利用可）
施設内容	(1)ハウステンボスマリーナ 浮棧橋5基、棧橋576m、マリーナ用地（ボートヤード、船揚場、管理棟、船舶修理場）5,927㎡、駐車場10区画、フォークリフト1基、管理棟2棟（マリーナオフィス、マリーナゲート）、修理工場1棟、船具ロッカー23基 (2)ハウステンボスハーバー 浮棧橋6基、棧橋582m、突堤95m、旅客ターミナルビル1棟、デッキ広場3,700㎡、駐車場28区画、臨港道路384m
施設の利用料金体系	(1)ハウステンボスマリーナ 年間海上艇置料金 10,000円（1ftあたり） 年間陸上艇置料金 10,000円（1ftあたり） ビクター料金 60円（1ftあたり3時間まで）、100円（1ftあたり24時間まで） 年間水上オートバイ陸上保管料50,000円（年間） 上下架料金 【一般艇（年間艇置者）】800円（1ftあたり） 【一般艇（ビクター）】1,000円（1ftあたり） 【陸置艇】10,000円（1回あたり） 【水上オートバイ】3,000円（1回あたり） ヤード利用料金 【年間艇置者】1,000円（1日あたり） 【営業船】5,000円（1日あたり） 【ビクター】50円/ft（1日あたり） 船底洗浄機利用料 【年間艇置者】3,000円（1回あたり） 【ビクター】5,000円（1回あたり） 給水施設の利用に係る料金及び給電施設の利用に係る料金 年間艇置料、ビクター料を含む 陸電供給アダプター 1,000円（1回あたり） 船具ロッカー利用料金 50,000円（年間） (2)ハウステンボスハーバー 浮棧橋等の係留施設の利用に係る料金 【総トン数50トン以上の旅客船・遊覧船・その他の船舶】4円（1トンあたり24時間毎） 【総トン数50トン未満の旅客船・遊覧船・その他の船舶】3.5円（1トンあたり24時間毎） 【漁船】2.5円（1トンあたり24時間毎） 【プレジャーボート】6円（1ftあたり24時間毎） 駐車場の利用に係る料金 100円（1h/台につき） デッキ広場の利用に係る料金 【営利用】17円（m2あたり1日につき） 【非営利用】11円（m2あたり1日につき） 旅客ターミナルビルの利用に係る料金 【切符売り場、待合室スペース】26,940円（m2/年） 【海運業者、売店等】30,110円（m2/年） 【食堂等】28,520円（m2/年） 【上記目的以外の利用】30,760円（m2/年） 【広告等の壁面利用】23,330円（m2/年）
類似施設の設置状況	長崎港福田マリーナ及び長崎出島ハーバー 利用隻数 マリーナ208隻 ハーバー257隻 指定管理者導入時期 平成23年4月1日 管理運営負担金 17,778千円/H29

県 予 算	区 分 (単位：千円)		平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (計画)
	財源	国 庫					
		その他 ()					
		一般財源	18,895	15,000	15,000	15,000	15,000
	事業費＜A＞		18,895	15,000	15,000	15,000	15,000
	内訳	管理運営負担金	18,895	15,000	15,000	15,000	15,000
		その他 ()					
		人件費＜B＞					
	合計＜C＝A＋B＞		18,895	15,000	15,000	15,000	15,000
	単位あたりコスト						

(説明)「」＝C÷()

3．指定管理者の概要

指定管理者 の名称等	所在地 名 称	佐世保市ハウステンボス町 1 - 1 ハウステンボス株式会社
	代表者氏名	代表取締役社長 澤田 秀雄
指定期間	平成26年4月1日 ~ 平成31年3月31日 【第2期指定期間】	
業 務	施設（設備）の維持・修繕等 施設の運営	
利用料金制	■ 導入済	未導入
選定方法	■ 公募	非公募

4．成果指標の達成状況及び管理運営に要した経費等の収支状況

成果指標の達成状況	マリーナ利用隻数（年間契約隻数）		(目標値の根拠) 施設の利活用の促進を図るため、利用隻数とし、目標値は前年度実績以上とする。施設を安全な状態に維持する。	< 29年度実施における変更点 >				
	マリーナ利用隻数（ビジター隻数）							
	ハーバー利用隻数（延べ隻数）							
	施設内での管理瑕疵による事故発生件数							
	実績		平成25年度 （実績）	平成26年度 （実績）	平成27年度 （実績）	平成28年度 （実績）	平成29年度 （計画）	
		単位						
	a	目標値	隻			100	102	99
	b	実績値	隻			102	99	
	c	達成率b/a	%			102	97	
	a	目標値	隻			55	63	49
	b	実績値	隻			63	49	
	c	達成率b/a	%			114	77	
	a	目標値	隻	6,570	6,570	6,570	4,267	7,955
	b	実績値	隻	6,570	6,570	4,267	7,955	
	c	達成率b/a	%	100	100	64	186	
	a	目標値	件	0	0	0	0	0
b	実績値	件	0	0	0	0		
c	達成率b/a	%	100	100	100	100		

指定管理者 の収支状況		事業計画（H 28）		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		（千円）	実績 - 計画	（実績）	（実績）	（実績）	（実績）	（計画）
負担金事業	県負担金	15,000	0	18,895	15,000	15,000	15,000	15,000
	利用料金	48,756	5,728	86,337	57,329	55,056	54,484	48,755
	収入計a	63,756	5,728	105,232	72,329	70,056	69,484	63,755
	支出b	47,571	325	85,086	69,926	45,210	47,246	56,128
	うち人件費	26,096	4,224	37,956	24,116	24,887	21,872	27,931
	収支a-b	16,185	6,053	20,146	2,403	24,846	22,238	7,627
その他事業	自主事業収入	27,609	3,870	4,159	38,631	24,450	31,479	27,610
	その他	0	0	0	0	0	0	0
	収入計 c	27,609	3,870	4,159	38,631	24,450	31,479	27,610
	支出 d	43,794	14,391	1,974	14,322	26,918	29,403	35,237
	うち人件費	13,294	2,152	0	12,286	12,679	11,142	14,229
	収支 c - d	16,185	18,261	2,185	24,309	2,468	2,076	7,627
配置職員数 （人）	常勤9 非常勤0	常勤0 非常勤0	常勤10 非常勤0	常勤9 非常勤0	常勤9 非常勤0	常勤9 非常勤0	常勤9 非常勤0	

5. 平成28年度事業の実施状況・実績の検証

管理運営の状況	計画	実績																																					
	< 指定管理者実施分 > 施設の維持管理に関する業務として、エネルギー及び通信関係の受給契約、施設の維持補修及び修繕、警備、清掃、植生管理、設備の維持管理業務を事業計画に沿って適正に行う。 マリーナの運営に関する業務として、施設の利用許可、船艇の受入れ、船艇の保管、船艇の上下架、出帰港に関する業務、通信手段の確保、搜索要請、給水・給電・給油に関する業務、船艇の修理・点検・検査等に関する業務、駐車場の利用に関する業務などを適正に行う。 ハーバーの運営に関する業務として、施設の利用許可及び届出受理、施設の利用者対応、施設の利用規制、施設の利用調整、施設の防火管理などの業務を適正に行う。 施設の利用促進に関する業務として、広報活動を通して、施設の普及利用の向上に努める。 < 県実施分 > 指定管理者について毎月の業務報告を通じて適正に指導・評価する。		< 指定管理者実施分 > 施設の維持管理に関する業務として、エネルギー及び通信関係の受給契約、施設の維持補修及び修繕、警備、清掃、植生管理、設備の維持管理業務が事業計画に沿って適正に行われた。 マリーナの運営に関する業務として、施設の利用許可、船艇の受入れ、船艇の保管、船艇の上下架、出帰港に関する業務、通信手段の確保、搜索要請、給水・給電・給油に関する業務、船艇の修理・点検・検査等に関する業務、駐車場の利用に関する業務などが適正に行われた。 ハーバーの運営に関する業務として、施設の利用許可及び届出受理、施設の利用者対応、施設の利用規制、施設の利用調整、施設の防火管理などの業務が適正に行われた。 施設の利用促進に関する業務として、広報活動（利用料金、サービス内容、駐車場案内のウェブサイト掲載、専門誌への紹介記事掲載）を通して、施設の普及利用の向上に努めた。 < 県実施分 > 指定管理者について毎月の業務報告を通じて適正に指導・評価することができた。																																				
	検証																																						
	○ 管理運営業務は、事業計画に沿って適正に実施された。 ○ 地域に開かれた施設として、従来からの各種イベント等及び情報発信を継続して実施し、利用促進に寄与した。																																						
収支の状況	収支計画・実績																																						
	< 指定管理者実施分 > （単位：千円） <table><tr><th>主な項目</th><th>計画</th><th>実績</th><th>増減理由・収支改善の取り組み等</th></tr><tr><td>収入 a</td><td>91,365</td><td>100,963</td><td></td></tr><tr><td> 利用料金</td><td>48,756</td><td>54,484</td><td>計画と比較して、主にマリーナ年間艇置料とハーバー駐車場料金の収入が伸びている。</td></tr><tr><td> 県負担金</td><td>15,000</td><td>15,000</td><td></td></tr><tr><td> 自主事業収入</td><td>27,609</td><td>31,479</td><td>主力の船舶修繕を始め、殆どの項目で計画を上回っている。</td></tr><tr><td>支出 b</td><td>91,365</td><td>76,649</td><td></td></tr><tr><td> 人件費</td><td>39,390</td><td>33,014</td><td>非正規雇用へのシフトによる。</td></tr><tr><td> 維持管理費</td><td>51,975</td><td>43,635</td><td>修繕の必要性和時期をよく吟味し、程度や内容によっては自ら施工するなどして、コストを必要最低限に抑えている。</td></tr><tr><td>収支a-b</td><td>0</td><td>24,314</td><td></td></tr></table>			主な項目	計画	実績	増減理由・収支改善の取り組み等	収入 a	91,365	100,963		利用料金	48,756	54,484	計画と比較して、主にマリーナ年間艇置料とハーバー駐車場料金の収入が伸びている。	県負担金	15,000	15,000		自主事業収入	27,609	31,479	主力の船舶修繕を始め、殆どの項目で計画を上回っている。	支出 b	91,365	76,649		人件費	39,390	33,014	非正規雇用へのシフトによる。	維持管理費	51,975	43,635	修繕の必要性和時期をよく吟味し、程度や内容によっては自ら施工するなどして、コストを必要最低限に抑えている。	収支a-b	0	24,314	
	主な項目	計画	実績	増減理由・収支改善の取り組み等																																			
	収入 a	91,365	100,963																																				
利用料金	48,756	54,484	計画と比較して、主にマリーナ年間艇置料とハーバー駐車場料金の収入が伸びている。																																				
県負担金	15,000	15,000																																					
自主事業収入	27,609	31,479	主力の船舶修繕を始め、殆どの項目で計画を上回っている。																																				
支出 b	91,365	76,649																																					
人件費	39,390	33,014	非正規雇用へのシフトによる。																																				
維持管理費	51,975	43,635	修繕の必要性和時期をよく吟味し、程度や内容によっては自ら施工するなどして、コストを必要最低限に抑えている。																																				
収支a-b	0	24,314																																					
< 県実施分 >																																							
検証																																							
○ ハーバー利用隻数については、HTB観光船入替に伴うH27の一時的減少から、新造船の投入による反動増となったが、マリーナ契約者数は高齢化を理由とする退会による若干減となっており、既存のヨット愛好家の高齢化に伴う周遊来航ビジターの減少傾向の影響も出てきている。 ○ 施設の経年劣化に対応する必要最低限の維持補修は行われているが、その経費については計画よりも支出を抑制している。 ○ 自主事業については、H27の修繕外注の一時的増加による損失計上から、H28は剰余金の計上に回復した。																																							
指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価		A																																					
（説明） ○ 指定管理者制度の導入により、指定管理者が施設の維持修繕、利用許可等の管理権限を主体的に発揮することにより、当マリーナ及びハーバーの管理について、効率的かつ効果的に行うことが可能となり、施設の利用促進も図られた。 ○ 指定管理者において利用を増やすための経営努力が行われ、収入面ではマリーナ、ハーバーとも総利用収入が計画を上回った。支出面では施設老朽化に伴う維持補修がコンスタントに発生するが、修繕コストの抑制を図りつつ、人件費の抑制策もあって、全体として計画を下回る経費の支出となった。 ○ 維持管理の水準が保たれ、管理瑕疵による事故もなく、マリーナ及びハーバーの利用者の利便に寄与しており、海洋性レクリエーションの普及及び県民に開かれたウォーターフロントの形成を図るための公共マリーナとして、また、公共係留施設、公共旅客施設及び県民の憩いと交流の場になるなど公共港湾施設として、その効用は増している。 ○ 今後も適正な施設の維持管理とともに、施設の更なる効用発揮に向けて、指定管理者と設置者が一体となって取り組む必要がある。																																							

6. 平成29年度事業の実施にあたり見直した内容

内 容

7. 平成29年度事業の評価

指定管理者の行う管理運営等に関する評価	視点		評価	判定理由
	・施設の設置目的にあった管理運営が行われているか。		a	利用者サービスの向上や適正な管理に取り組み、船艇保管等の利用収入も増加している。
	・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。		a	公共マリーナ、また、公共港湾施設として、施設を地域住民に広く開放、公平かつ平等な利用を確保している。
	・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。		a	民間企業としてのノウハウを生かした施設運営により、きめ細かな利用者サービスが行われ、満足度の向上につながっている。
	・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。		a	施設の維持補修、修繕、警備、清掃、植生管理等その他施設の維持管理について事業計画に基づき適切に行われている。
	・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。		a	マリーナ、ハーバー、自主事業のいずれにおいても総利用料金収入が計画を上回っている。
	・経費節減に向けた取り組みが行われているか。		a	維持管理要求水準は確保しながら、管理コストの縮減に努めた結果、計画を下回る支出となっている。
	(その他の観点) 評価区分 (a : 行われている b : 一部行われていない c : 行われていない)			

施設の在り方についての評価	視点		評価	理由
	必要性	・県民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか。	■ a. 薄れていない b. 一部薄れている c. 薄れている	公共マリーナとして、また、公共係留施設、公共旅客施設、県民の憩いと交流の場など公共港湾施設としてのニーズは強い。
		・事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適応しているか。	■ a. 適応している b. 一部適応していない c. 適応していない	適切な施設管理や各種イベントの開催により、一般県民の憩いの場のみでなく、県外向けの観光資源としても、ますます重要性を増している。
		・市町または民間に移管・移譲することが適当(可能)ではないか。	■ a. 適当(可能)でない b. 一部適当(可能)でない c. 適当(可能)である	地元市民の利用のみではなく、一般県民や県外観光客にも広く利用されているので、市でなく県の役割であるが、民間への移譲等は検討できる余地がある。
	効率性	・県の負担や業務量に見合った活動結果が得られているか。	■ a. 得られている b. 一部得られている c. 得られていない	指定管理者のコスト削減等の経営努力により、県は応分の負担のみで、求められる維持管理の水準を保っている。
		・指定管理者制度以外で、同一の県負担や業務量でより大きな活動結果が得られる手法に代えられないか。	■ a. 代えられない b. 一部代えられない c. 代えられる	直営管理や管理委託では現在のようなコスト縮減と適切な維持管理、サービスの提供を実現できない。
	有効性	・指定管理者制度は、施設の設置目的の達成に十分寄与する手法となっているか。	■ a. なっている b. 一部なっていない c. なっていない	一般県民に開かれた公共マリーナとして、また、公共係留施設、公共旅客施設及び一般県民の憩いと交流の場として、指定管理者制度以外にも民間への移譲も検討できる。
		・事業効果をさらに上げる余地はないか。	■ a. 余地はない b. 一部余地がある c. 余地がある	マリーナ事業、ハーバー事業及び自主事業とも概ね堅調に推移してきているが、今後も更に施設の効用増加による集客力を発揮させるとともに、適切な維持管理水準の維持を図ることができる余地がある。
	(その他の観点)			

8. 平成30年度事業の実施に向けた方向性

区 分	現状維持	■ 改善	移管	廃止
(説明：30年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容) ○指定管理者制度の導入により、サービスの向上とそれに伴う利用の促進が図られるといった効果が得られている。 ○今後も維持管理について、一層の効率化と水準維持を目指し、設置者として、随時の点検・指導・助言等に努めていく。 ○現状においても公共マリーナ、公共係留施設としての管理運営は良好に行われているが、更なる自主事業の充実を図り、施設の魅力アップを促していく。 ○更なる事業効果向上のため、具体的には、受入可能艇の増加を可能とする電力・水道等ライフラインの逐次増強、専用ウェブサイトの充実による情報発信の強化、ハウステンボス本体との連動企画イベントの充実等による、より一層の集客力アップを促進させる。 (上段に加え、成果指標達成状況が「未達成」であるのに現状維持の場合はその理由を以下に記載)				